

1
第十四条 條目給付額を文給す但其状況により別に予
當を文給する事あるべし

(トウホーリハ公傷と認めず)

第十三条 條目給付額を文給す但其状況により別に予
當を文給する事あるべし
買の者に対しは常備日給額を基礎として
歩増をなす

第十四条 承認

第十五条 承認

第十六条 條目給付額を文給す但其状況により別に予
當を文給する事あるべし
動に因り発生したるものにして横浜工場の